

宝塚市における中学校部活動の地域移行 基本方針

令和6年(2024年)8月30日

宝 塚 市 教 育 委 員 会

も く じ

第1章 部活動の現状と課題

| | |
|-----------------|---|
| 1 部活動の意義 | 1 |
| 2 部活動の課題 | 1 |
| 3 国におけるこれまでの取組み | 2 |

第2章 宝塚市の部活動の地域移行 ～学校部活動から地域クラブ活動へ～

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 本市の部活動地域移行の目指す姿 | 4 |
| 2 本市の部活動改革の方向性 | 5 |
| 3 活動場所の確保(学校施設の開放) | 6 |
| 4 地域移行後の運営費(保護者負担) | 6 |
| 5 保険の加入 | 7 |
| 6 推進体制 ～宝塚市部活動地域移行検討協議会の設置～ | 7 |
| 7 スケジュール | 7 |

【参考】教職員の兼職兼業による地域クラブ活動の指導

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 教職員の兼職兼業 | 8 |
| 2 兼職兼業の手続き | 8 |
| 3 ボランティアとして指導する場合 | 9 |
| 4 大会等のスタッフとして地域団体の業務に従事する場合 | 9 |
| 5 勤務時間内に大会等のスタッフとして従事する場合 | 9 |
| 6 教育委員会の役割 | 10 |
| 7 兼職兼業の強制の禁止 | 10 |
| 8 労働基準法と勤務時間等との関係 | 10 |
| 9 留意事項 | 12 |

第1章 部活動の現状と課題

1 部活動の意義

中学校における部活動は、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、自主性の育成にも大きな役割を担っていました。

また、異年齢との交流で生徒同士、或いは教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義を有するほか、生徒理解や意欲の向上など、学校運営上の意義もありました。

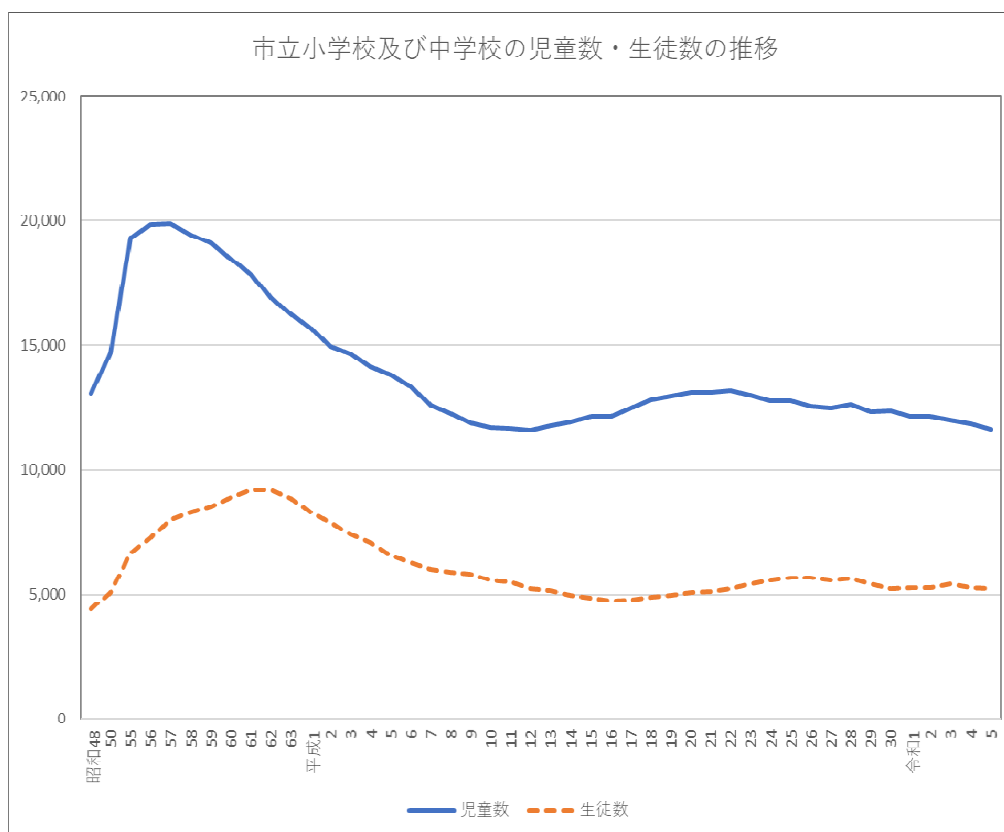
2 部活動の課題

長引く少子化に加え、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、各学校においても部活動数や部員数が大幅に減少しています。

また、一部の部活動では、顧問である教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなってきており、学校単位で

の部活動の維持が困難な状況になってきています。

このほか、休日も含めた部活動の指導や大会等への引率、運営への参画が求められており、顧問を務める教員の時間外勤務の増大をはじめとする業務負担が社会的な課題となっています。



【毎年度5月1日現在】

【参考:令和6年度(2024年度)市立中学校の部活動の加入状況】

| 学校名 | 野球 | サッカー | ソフトボール | 男子テニス | 女子テニス | 男子バスケ | 女子バスケ | 男子バレー | 女子バレー | 男子卓球 | 女子卓球 | 陸上競技 | 柔道 | 剣道 | 吹奏楽部 | 美術部 | 放送部 | 茶華道 | 手作り | 理科 | 科学 | コーラス | 琴 | PC | 合計 | 加入率 | 生徒総数 |
|---------|-----|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|----|----|------|----|-------|-------|-------|------|
| 宝塚第一中 | 20 | | 4 | 30 | 36 | 21 | 25 | | 25 | 25 | 2 | 55 | | | 35 | 31 | | 25 | 19 | | | | | | 353 | 77.1% | 458 |
| 宝塚中 | 10 | 34 | 10 | 35 | 34 | 23 | 19 | | 29 | 45 | 34 | | 25 | 12 | 31 | 29 | | | | | 41 | | | | 411 | 76.7% | 536 |
| 長尾中 | 32 | 31 | 24 | | | 60 | 24 | | 45 | 70 | 44 | | | | 52 | 50 | | | 48 | | | | | | 480 | 79.7% | 602 |
| 西谷中 | | | | | 8 | | | | | | | 10 | | | 12 | | | | | | | | | | 30 | 68.2% | 44 |
| 宝梅中 | 33 | 33 | | | 50 | 31 | 31 | | | | | 52 | | | 66 | 29 | 65 | | 11 | | | | | | 401 | 81.8% | 490 |
| 高司中 | 13 | 30 | | 26 | 38 | 23 | 16 | | 11 | 20 | 29 | | | | 33 | 26 | | | | | | | | | 238 | 73.7% | 323 |
| 南ひばりヶ丘中 | 24 | 27 | | | 25 | 51 | 31 | | 25 | | | 72 | | 15 | 84 | 27 | 18 | 19 | | | | | | | 418 | 85.8% | 487 |
| 安倉中 | 14 | 34 | | 35 | 29 | 21 | 23 | | 13 | 18 | | 30 | | 7 | 38 | 29 | | 20 | | | | | | | 311 | 73.2% | 425 |
| 中山五月台中 | 12 | | | | 32 | 32 | 19 | | | 12 | 22 | | | | 20 | 4 | 22 | | | | | | | | 175 | 66.8% | 262 |
| 御殿山中 | 26 | 27 | | 30 | 24 | 35 | 20 | | 29 | 13 | 17 | 84 | | 23 | 57 | 37 | | | | | 40 | 12 | 19 | 493 | 88.7% | 556 | |
| 光ヶ丘中 | 28 | 23 | | 39 | 39 | 40 | 27 | 14 | 35 | | | 48 | | | 66 | 21 | 15 | | | 29 | | | | | 424 | 87.2% | 486 |
| 山手台中 | 23 | 34 | | 58 | 38 | 44 | 28 | | | | 42 | 76 | | | 58 | 30 | | | | | | | | | 431 | 78.5% | 549 |
| 計 | 235 | 273 | 38 | 253 | 353 | 381 | 263 | 14 | 212 | 183 | 181 | 429 | 25 | 57 | 552 | 313 | 120 | 64 | 78 | 70 | 40 | 12 | 19 | 4,165 | 79.8% | 5218 | |

3 国におけるこれまでの取組み

学校における部活動に関する厳しい状況は、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁においても、部活動の適正化に向けた改善方法や地域との連携・協働への移行の方策が示されてきました。

(1) 「運動部(文化部)活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3)

具体的には、平成30年(2018年)3月にはスポーツ庁、同年12月には文化庁がそれぞれ策定した「運動部(文化部)活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、「学校と地域が連携・融合した形での地域におけるスポーツ(持続可能な芸術文化等の活動を行うための)環境整備を進める」ことが示されました。

(2) 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(H31.1)

平成31年(2019年)1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示されました。

(3)「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(R2. 9)

令和2年(2020年)9月には、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中で「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている。」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方法やスケジュールを明示するものである。」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示されました。

(4)「運動部活動の地域移行に関する検討会議」(R3. 10)、「文化部活動の地域移行に関する検討会議」(R4. 2)

数次にわたる部活動改革の取組を受けて、スポーツ庁では、令和3年10月に、文化庁では令和4年2月に検討会議を設置し、①「新たなスポーツ環境」、「新たな文化芸術等に親しむ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」、「文化芸術団体等」の整備や支援、③「スポーツ指導者」、「文化芸術等の指導者」の質の確保・量の確保方策、④「スポーツ施設」、「文化施設」の確保方策、⑤「大会」、「大会・コンクール」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方、及び達成時期などについて、多様な視点から集中的な検討が行われました。

第2章 本市における中学校部活動の地域移行 ~学校部活動から地域部活動へ~

1 本市の部活動地域移行の目指す姿

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することが求められています。

本市ではここ数年の間においても、既に一部の部活動が廃部や廃部を予定しており、生徒のスポーツや文化芸術等における活動の選択肢がさらに減少しています。

こうした中、本市では中学生のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を着実に確保していくためには、学校部活動の教育的意義や役割について継承・発展させつつ、必要性に応じて段階的に地域移行していくことを基本とします。

そのため、以下の3点を本市における部活動地域移行の目指す姿として取り組みます。

(1) 機会を確保します

少子化の進展により、中学校の生徒数は大幅に減少する中、将来にわたり本市の子どもたちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保します。

(2) 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させます

部活動の教育的意義や役割は、地域単位の部活動においても継承・発展させ、新しい価値を創出するよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整備します。

(3) スポーツ・文化芸術団体等の組織化と指導者や施設を確保します

部活動の地域移行は、単に部活動を学校から切り離すものではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境や文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちが多様なスポーツや文化芸術等の体験機会を確保します。

そのため、適正なガバナンスを確保したスポーツ団体や文化芸術団体等が組織化され、指導を希望する教員を含む指導者やふさわしい施設を確保し、適切な活動時間の中で複数種目から選択した活動に参加するなど、多様な活動を提供します。

2 本市の部活動改革の方向性

本市の部活動の運営状況を鑑みれば、今後、これまでと同じような活動を維持することは困難な状況になることが想定されます。

こうした中、中学生の視点に立って、スポーツ、文化芸術等に親しむ機会を着実に確保していくための改革の方向性として、以下の6点について取組を進めていきます。

(1) 令和8年度(2026年度)の各種大会等の終了後に完全地域移行に向けて取り組みます

令和8年度(2026年度)の中体連等の大会や各種コンクール、発表会等の後(3年生引退後)に学校の部活動を一斉(完全)に廃止し、新体制から完全地域移行による活動に取り組みます。

(2) 既に廃部が決まっている部活動から地域移行を進めます

廃部する部活動から優先して、また、今後のモデル実施として地域移行に取り組みます。地域移行後は、市内のどこからでも加入できます。

既に令和4年度(2022年度)の中体連後に廃部したサッカー部を令和5年度(2023年度)から地域移行により活動を継続しています。

また、令和5年度(2023年度)の中体連等後に廃部したサッカー部を令和6年度(2024年度)から地域移行により活動を再開しています。

この他、令和6年度(2024年度)の中体連後に廃部する部活動の地域移行に取り組みます。

(3) 既に一部の学校だけで活動している部活動の地域移行に取り組めます

柔道部や剣道部、(女子)ソフトボール部など、一部の学校だけで活動している部活動の地域移行に取り組めます。

そのため、まずは拠点校方式等により、他の学校からも加入できる学校部活動として運営し、令和8年度(2026年度)からは学校施設等を使用した地域移行に取り組めます。

(4) スポーツ・文化芸術団体等の受け皿(担い手)の確保が出来た種目の地域移行に取り組めます

市内のスポーツ・ン文化芸術団体等(個人含む)から地域移行の受け皿を発掘し、既存の

部活動の地域移行に取り組みます。

そのため、運動部活動では、宝塚市スポーツ協会を窓口としつつもそれぞれ種目ごとの協会と連携協力しながら指導者や担い手の確保に努め、文化部活動では、様々な文化芸術関係の連盟や協会に協力を求め、少しでも多くの受け皿(担い手)の確保に努めます。

(5) 指導を望む教員の兼職兼業による地域移行に取り組みます

教員の中には、部活動の地域移行後も引き続き、指導を望む教員がいます。こうした教員には、兼職兼業等により、引き続き、地域移行後の部活動の指導ができるよう制度を構築します。

(6) 学校外のスポーツ・文化芸術団体との連携により子ども達の選択肢を広げます

硬式野球や水泳など、もともと学校部活動にはなかった種目や団体についても、生徒の選択肢の一つとして、様々な活動を紹介します。

3 活動場所の確保(学校施設の開放)

現在の部活動を地域に移行し、本基本方針第2章の1の(2)で示す部活動の教育的意義や役割を継承し、市の部活動ガイドラインに沿って運営する場合は、原則として、活動場所はそれまで使用していた学校施設を開放します。(可能な範囲で部室を含む)

そのため、運動部活動では運動場や体育館の利用調整が出来る仕組みを構築することと、文化部においては校舎内を使用することから、セキュリティ等の施設管理面の整理を進めます。

また、活動時間が夜間に及ぶ場合は、現在の学校開放により使用している社会教育団体等との学校施設の利用について調整できる仕組みを構築します。

※「部活動のガイドライン」は、地域移行の進捗等に応じて実態に合わせ、適宜、改正する。

4 地域移行後の運営費(保護者負担等)

これまでの学校部活動では、学校教育活動の一環として原則無償で実施してきましたが、地域移行後の地域クラブ活動は学校管理外の活動となるため、運営費は原則として受益者負担とします。

地域クラブ活動において受益者負担を求める場合には、保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するよう運営者に求めています。

5 保険の加入

学校で児童生徒が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校管理下の活動であった学校部活動で発生した怪我や事故を対象としており、学校管理外である地域クラブ活動では対象とならないため、生徒や指導者が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、別途、スポーツ保険に加入するよう周知します。

6 推進体制 ～宝塚市部活動地域移行検討協議会～

部活動の地域移行を協働により進めるため、社会体育団体や文化芸術団体の代表者、学校長・部活動顧問の代表者、保護者の代表者等で構成する「宝塚市部活動地域移行検討協議会」を設置し、具体的に検討を進めます。また、部活動の地域移行の進め方や課題の抽出、その対応等を検討するためには、保護者、生徒及び教職員の意向を把握する必要があります。そのため、保護者・生徒、教職員を対象とした意向調査を実施します。

7 今後のスケジュール

(1) 令和6年度(2024年度)の取組

①アンケート調査

(ア)教職員アンケート(7月)・・・地域移行後も指導を望む教職員の把握

(イ)児童(4～6年生)生徒(1～3年生)及び保護者アンケート(9月)

②スポーツ・文化芸術団体等による受け皿(担い手)の確保

③部活動の実態調査(運営費等含む)

(2) 令和7年度(2025年度)の取組

地域移行後も指導を望む教員を中心として、種目によっては拠点校方式も含めて活動を集約させ、教職員による地域移行の準備段階の活動に取り組む。(地域移行が可能な部活動は、順次、移行する。)

(3) 令和8年度(2026年度)

令和8年度の中体連等の大会や各種コンクール、発表会等の後(3年生引退後)に部活動を一斉(完全)廃止し、新体制から地域移行による地域クラブ活動を開始する。